



4年10月号
2022年10月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086 - 466 - 1255
FAX 086 - 466 - 1288
第185号
発行担当者:山崎 亜紀

台風が過ぎてから、気温が下がり秋を感じるようになりました。
先月は大型台風が接近し、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。
今後も普段からの災害時の備えについて職場、家庭での話し合いをしながら準備していきたいと再確認しました。
そして、令和4年も残り3か月となりました。
月日が経つのは早いもので氣ばかり焦りますが、一日一日を大切に過ごしていきたいものです。

《棚卸(実地棚卸)とは?》

定期的に行われる棚卸は企業の大切な業務の一つです。棚卸についてご存知の方も多いと思いますが、基礎知識や注意点などについてお伝えさせていただきます。

棚卸とは、材料、製品、商品などの現物の数量と評価額を正確に確認し、期末棚卸資産を確定させる作業を指します。
会計上、**会社がどれくらいの利益を稼いだのかを正確に計算するため**には棚卸によって商品の資産価値を算出する必要があります。

棚卸資産は一般に「在庫」とも呼ばれます。
棚卸には帳簿上で確認する**帳簿棚卸**と実際に在庫の数を数える**実地棚卸**があります。
今回は**実地棚卸**についてお伝えさせていただきます。
棚卸資産は期末時点では売り上げに貢献していないので、**売上原価に入れることができません。**

《棚卸資産の評価について》

個別法

個別法とは、取得原価の異なる棚卸資産を区別して計算し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法です。棚卸資産を、個々の実際の取得価額をもって評価する方法です。商品個々の実際の仕入や払出金額をそのまま計算する方法であるため、物の流れと帳簿計算が完全に一致しますが、実務的に大変手間がかかります。個別に在庫管理することが適している宝石業・貴金属業や不動産販売業などにおいて用いられることが多い評価方法です。

先入先出法

先入先出法とは、「先に仕入れた商品から先に販売される」と仮定し、期末に最も近い時期に取得したもから順次期末の棚卸資産になるとみなして、その取得価額を評価額とする方法です。実際の物の流れに一致しやすいため、評価しやすいというメリットがありますが、物価の変動があった場合には、インフレ時には在庫単価が高くなることから原価計上が少なくなり結果として利益が多く計上されてしまいます。また逆にデフレ時には利益が少なく計上されることとなります。

総平均法

総平均法とは、期首棚卸資産の取得価額の総額と期中に取得した棚卸資産の取得価額の総額との合計額を総数量で割った単価によって評価する方法です。
計算方法は簡単ですし先入先出法のように物価変動に左右されにくいというメリットがありますが、一定期間経過後まで単価が確定しないというデメリットがあります。

移動平均法

移動平均法とは、棚卸資産を仕入れるごとに、それまでの平均価額と合わせて計算しなおし、取得価額とその時にある棚卸資産の取得価額とを総平均して価額を求める評価方法です。仕入れるごとにタイムリーに平均価額を把握できる反面、計算に手間がかかります。
この方法を採用するためには、対応出来るシステム・体制を整備する必要があります。

売価還元法

売価還元法とは、期末棚卸資産の販売価額の総額に、原価率を掛けて評価する方法です。
棚卸資産をグループに分けて、そのグループごとにその取得原価を売価で割ることで原価率を算定し、期末実地棚卸高の売価に原価率を掛けて期末棚卸資産の価額を算定します。したがって、取扱商品の多い百貨店・小売店などで用いられる方法です。
この方法は、一定時点で保有する棚卸の価額を算定することはできますが、適時に払出原価を算定することはできません。

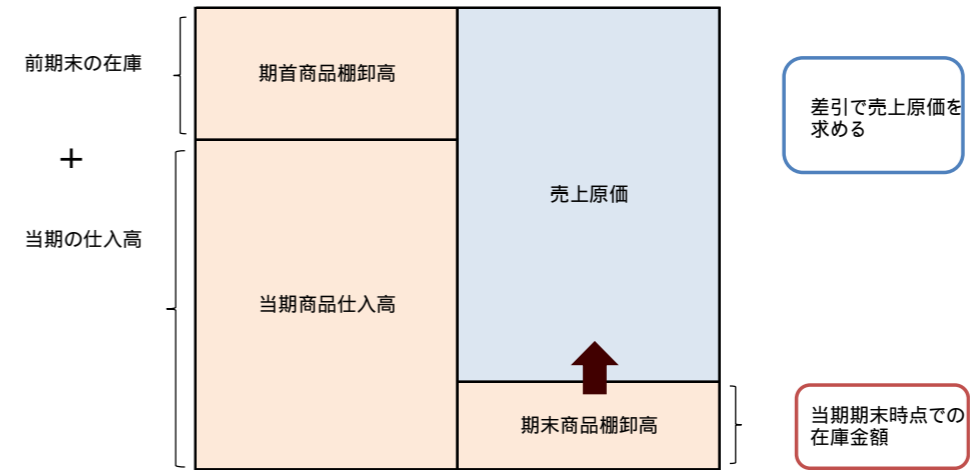
最終仕入原価法

その事業年度の最後に取得したも（期末に最も近い仕入時の金額）の単価で評価する方法です。
総平均法と同じく、期末まで計算できませんが、簡単に計算できる方法であり、税法上も集計上も、中小指針および中小要領で認められている評価方法なので、中小企業ではよく採用されています。
上場企業では棚卸資産の大部分が最終の仕入単価で取得されている場合や期末棚卸資産に重要性が乏しい場合だけ認められます。
「棚卸資産の評価方法の届出書」を所轄の税務署長に提出していない場合、最終仕入原価法が法定評価方法となります。

したがって 以外を選択する場合は届出が必要になります。

《売上原価の計算》

売上原価 = 前期末の在庫金額 + 当期の仕入金額 - 当期末時点での在庫金額



《在庫は宝の山です》

在庫とは将来、売上高となる源です。したがって、大変重要なものです。
現金が形を変えたものであるため、現金と同じ価値とみるのが妥当でしょう。
しかしながら、在庫の管理は現金と同じように扱われていますでしょうか。

在庫には

正常在庫 不良在庫 現物が無い

の3つに分かれます。
在庫は現金が形を変えたものなのに、**や** になるのは悲しいことです。
在庫管理はしっかりと行いましょう。

在庫にかかる費用は

倉庫費用(賃借料または固定資産税・減価償却費・支払利息)
在庫購入の支払利息
商品に掛ける損害保険料
維持管理にかかる人件費
水道光熱費
などがあります。

棚卸資産の取り扱いが単純なものではなく、自社に適した評価方法など様々な視点から考える必要があります。
必要以上の棚卸資産を手元に置いておくと、売れ残りが発生してしまい経営上好ましくありません。
会社にとって棚卸資産の適正量を検討しましょう。

必ず在庫の集計表を作成して保管しましょう。



国税庁をかたる詐欺メールが発生しております

7月以降、国税庁をかたる特殊詐欺事件が多発しております。
メールに添付されているURLから国税庁のホームページになりすました偽のページへ誘導するもので、
税務署からの未払い税金を装ったお知らせになっております。
国税庁は滞納者に対しては督促状を**文書で郵送**しますので、メールでお知らせがくることはありません。
ご注意ください。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**

今月の開催日は**10月7日(金)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、
年に一度、当事務所において頂き、
経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
10月7日(金)	8・9・10・11月決算法人様	10月3日(月)
11月10日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月4日(金)
12月8日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月2日(金)

< 10月カレンダー >

7	金	*経営計画書作成セミナー：Vision
11	火	*9月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
31	月	*8月決算法人の確定申告・納付期限
		*2月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限
		(消費税年税額400万円超の5・11月決算法人) *消費税等毎月納付(8月分)



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています